

脚されるべきである。殊に今次の満洲移民は満洲開拓政策基本要綱にも明記さるゝが如く、その崇高なる使命達成には殊にこの點が強調されるべき

で、將來の完全なる質及量的發展を期待するにはあくまで農業移民としての本來の型たる家族移民の形式がとらるべきである。開拓村建設に當りては各種の方法ありて、一部識者の注目的となつてゐる青少年義勇軍も已に第一回生は小訓練所の過程を終り現地入植を行ひ、一村を形成するに到つてゐるが、經營、保健の兩觀點より問題とされる開拓村人口の年齢構成より將來を推察すると、千振開拓團と同様の發展經過をとるものと思はれ、完全なる人口構成をとるには數十年後を期待するに過ぎない。これ等よりして推稱されるべきは栗熊村の分村計畫の如き、家族移民の形式である。

張家村に於ける鮮農部落が最近十年にして已に健全なる人口狀態を示す事も彼等の移住が本質的の家族移民としての形態をとりしが爲であつて、將來の開拓村建設は家族移民の形式が是非とられるべきものであると信ずるものである。この點最近分村計畫による開拓村が増加の傾向を見せてゐるのは喜ぶべき事であるが、實際問題として一箇村より二百乃至三百戸の一開拓團を編成選出する事は人選並に母村の受けける經濟的影響より判断するに種々困難の場合が多いので、こゝに第九次移民に見られる分郷計畫こそ望ましきものである。即、分村開拓團は單一町村の出身者により編成されれるに反し分郷計畫は一地方(即ち一郷)の數箇村の出身者より編成せられるもので、入植後の團員の結合及出身地との聯絡に於ては分村計畫に劣るが、編成及入植後の母村への影響は分村計畫に勝るものである。その何れにしてもその望まるゝものは家族移民であつて、この家族移民によりこそ満洲開拓の本來の使命が全ふせらるゝものである。

## (二) 主要なる参考文獻

- (一) 第一報に参考とせしもの
- 一 人口統計要覽(人口問題研究所 昭和十五年)
- 二 矢ヶ崎徳藏 民族生物學研究第一輯昭和十一年
- 三 柚木祥三郎 臨床大陸 一卷七號
- 四 近藤通世 日本婦人科學會雜誌 三一卷一三號
- 五 洲崎隆一 近畿婦人科學會雜誌 八卷三號
- 六 篠田 純 日本婦人科學會雜誌 三一卷五號
- 七 岡崎文規 人口問題研究 一卷七號
- (二) 第二報に参考とせしもの
- 一 昭和十年國勢調査報告 全國編
- 二 在阪朝鮮人の生活狀態(大阪府社會課 昭和九年)
- 三 滿洲開拓年鑑(昭和十五年)
- 四 西野陸夫 日本公衆保健協會雜誌 十六卷十號
- 五 北山正邦 人口問題研究 一卷二號
- 六 滿洲農業開拓民事業概要(滿洲拓殖委員會事務局 昭和十五年)
- 七 開拓地衛生關係資料(滿洲拓殖公社 康德七年)

## ナチス民族人口政策摘要(三・完)

本多龍雄

## 目次

- 其の一 所謂アリアン立法、特にユダヤ人排斥
- 其の二 國民優生政策、民族逆淘汰への挑戦
- 其の三 母子保護政策、特にナチス國民厚生團の活動(以上第四號)
- 其の四 婚姻及び出産獎勵政策

其の五 多子家族保護政策

其の六 家族手當制度(以上第五號)

其の七 稅制改革、特に所得稅法の改正

其の八 獨逸農民層創出政策、特に『世襲農地法』の制定

其の九 大都市疎開と小ジードルンフの助成

## 其の七 稅制改革、特に所得稅法の改正

所得稅をはじめとして財產稅、相續稅その他の稅制の人口政策的改革も亦所謂家族負擔均衡政策の一環を爲すもので、その人口政策的效果には一定の限度があるとはいへ、間接稅による多子家族の加重負擔に對する一種の賠償方法として、或は主としてこの種稅制改革の恩恵を浴する有產知識階級の保護政策として、或は特に人口政策的經費の公正なる支辨方法としてその意義は決して軽くない。殊に所謂獨身稅或は無子稅といふやうな形式乃至内容をもつたものに於てはその啓蒙的效果も亦決して尠くないと思はれる。

特にナチス登場以前の共和制獨逸の稅制度は専ら財政政策的見地よりただ收入のより多きを圖らんが爲にのみ改正に改正を累ねられたもので、經濟政策的乃至は社會政策的考慮を全く缺いており、況んや人口政策的效果

の如きは全然之を顧みる餘地もなかつたといつてよく、諸稅の錯雜無組織に加へて弱者に重い結果となつてゐた。ナチス治下に入つて直ちに着手せられた稅制改革は經濟政策的乃至社會政策的考慮の導入による稅制度に於ける社會正義の觀念の確立を目的とし、特に稅制を通じての人口政策的效果についても亦はじめて重大關心を拂はるゝに到つた。殊に爾後數次に亘る所得稅法の改正に於てその實績は最も著しいといつてよい。

### 一、所得稅法の改正

ナチス民族人口政策摘要(三・完)

所得稅法はナチス以前の獨逸稅制中多少とも人口政策的考慮を加味せられてゐた唯のもので、妻帶者及び兒童扶養者に對する控除規定をもつてはゐたが、その實際的效果は極めて微弱なものであつた。ブルグドエルファーも指摘してゐるが如く議會で屢々誇稱されるを常とした此の兒童或は家族への特權なるものもその實效に於ては寧ろ獨身者への特權たる如き結果を呈してゐたもので、例へば一九三八年度の勞賃稅及び所得稅に於ける兒童乃至家族控除總額二十四億マルク中僅かに三億マルク即ち其の八分の一が一千二百七十萬人の子供らの爲に行はれたもので、他は専ら未婚者や子のない夫婦に對する恩典となつたに過ぎないといふ。勿論一九三四年十月十六日にその法律の公布を見たナチス最初の所得稅改正も數字の上での效果はさ程顯著ではなく、同じくブルグドエルファーの指摘する所によると新改正法は官吏と特に高收入の多子家族には却つて多少の負擔増となつたものであるが、之も寧ろ總じて組織的改革に伴ふ不可避の隨生的現象と見るべきもので、その後一九三八年二月一日公布(同年一月一日より發效)の改正法律は更に大規模の改善の跡を見せ、翌三九年二月十七日公布の一部改正法律は累進課稅の基準分類を更に詳細にして現在に到つてゐる。

いま現行所得稅法中稅額遞減の一基準として採用せられてゐる納稅者身分の分類を示せば以下の如くで、細心の人口政策的考慮の跡を窺ふに足らうと思ふ(以下獨身者とは所得稅賦課期間内に少くとも四箇月獨身なる者を謂ひ、滿六十五歳の者は同じく所得稅賦課期間の少くとも最後の四箇月内に滿六十五歳に達する者を謂ふ等の詳細なる法律的規定を省く)。

#### 第一類、獨身者

但し左の各號に該當する者を除く

(イ) 兒童控除を受けてゐる者若くは申請により之を許可せらるゝ

者、及び嘗て非ユダヤ系繼子女により兒童控除を受けたる者

(ロ) 満六十五歳以上の男子、及び死離別せる男子にして其の婚姻より非ユダヤ系子女を擧げたる者

(ハ) 女子にして非ユダヤ系子女を産みたる者、若くは満五十歳以上もの

(ニ) 満二十五歳未満の孤児にして職業見習中の者

第二類、(一) 既婚者にして結婚後満五年を超ゆるも猶ほ子なきもの  
但し左の各號に該當する場合を除く

(イ) 右夫婦が兒童控除を受けてゐる場合若くは申請により之を許可せらるゝ者なる場合、及び夫婦の一方嘗て非ユダヤ系繼子女により兒童控除を受けたる者なる場合

(ロ) 夫婦の一方満六十五歳以上の場合

(ハ) 夫婦の一方がその舊婚姻に於て非ユダヤ系子女を擧げたるものなる場合

(ニ) 妻が非ユダヤ系子女を産みたる者なる場合

(ホ) 夫婦の所得が賦課期間内に於て一、八〇〇マルクを超えるものなる場合

(一) 獨身の婦人にして満五十歳以上のもの  
但し左の各號に該當する場合を除く

(イ) 右婦人が兒童控除を受けてゐる場合若くは申請により之を許可せらるゝ者なる場合、及び嘗て非ユダヤ系繼子女により兒童控除を受けたる者なる場合

(ロ) 右婦人が非ユダヤ系子女を生みたる者なる場合若くは満六十

五歳以上の場合

第三類、第一、第二及び第四類の孰れにも屬せざる者  
第四類、兒童控除を受くる者若くは申請により之を許可せらるゝ者。(右

兒童控除とは主として被課稅者の負擔に於て扶養せらるゝ未丁年の子女若くはその他の從屬者が職業教育中の場合はその年齢制限は満二十五歳未満まで延長せられる。なほ右子女若くはその他の從屬者は凡てユダヤ人であつてはならない。

この第四類は右兒童控除を受くる子女數により更に一子、二子、三子、四子、五子及び六子以上の六項に再分類せられるもので、従つて以上通計九項に分類せられることとなる。

特にユダヤ人については、其者が公生子孫若くは繼子女を有つてゐる場合は、右子女に對して行はるゝ稅控除額(第四類稅額が第一類若くは第二類の稅額との差額)が一子女當り七一〇マルクを超える場合に限り、第四類に屬する。(右制限條件は一般には公生子孫若くは繼子女に非ざる子女に對してのみ適用さるゝ規定である。)又、右子女の死亡等により其後に右要件の表はれたる場合は第三類に屬することとなるが、その他の場合に於てはユダヤ人は凡て皆第一類に屬することとなる。いひ換へれば低額所得者に對する多少の配慮を除いてはユダヤ人は凡て獨身者扱ひをされるわけで、之はまた裏からいへば壯年の獨身者で且つ子供の扶養にも全く關係のない獨逸人は所得稅法の上ではユダヤ人と同等に扱はれることを意味するといふことができよう。

いま以上の分類を貫く人口政策的趣旨の大要を推察するならば、要之、第一類は婚姻によつて子女を擧ぐべき年齢(男六十五歳未満、女五十歳未満)による獨身者で且つ過去及び現在に於て全く子女の生産若くは扶養に

無關係なものを含めてゐるわけで、之がユダヤ人と原則的に同待遇されたり、第一・二類は子女をもつべき年齢(六十五歳未満)の有配偶者なるも既に

ることとなつたことになる。第四類が現在所定の児童控除規定該當者を含むは説明する迄もない。

子女を擧ぐべき婚姻持続期間(結婚後五年)を経て猶ほ子なきもの、並に五十歳以上の獨身女子であつて且つ過去及現在に於て子女の生産若くは扶養に無關係のものを含んでゐる。即ち、五十歳以上の獨身女子は、同條件の下にある六十五歳以上の獨身男子(第三類)よりも一段重い税を賦課せられるわけになる。第三類は六十五歳以上の獨身男子、當人又はその配偶者が六十歳以上なる無子既婚者、又は嘗て子女を生産若くは扶養したことある者等、現在子女の扶養には無關係だが過去に於けるこの國民的義務の遂行の故に乃至は老齢の故に言はゞ既に豫後備役に入れる者を含むと見てよい。此の第三類は最近三九年の改正により新しく設定されたもので、人口政策的考慮をいよ／＼細密にしたわけであるが、但し課税額の上からいへば從來の第二類の税額を踏襲し第二類の該當者が從來より重い税を課せら

所得稅表  
(單位マルク)

右納稅義務者の分類は更に所得額乃至月賃金額の程度と組合されて所謂定額税たる「所得税表」乃至「勞賃税表」として表はされるものであるが、参考の爲その一部を掲ぐれば次の如くである。

尙、所得中位額一三五、〇〇〇マルクを超ゆる場合は所得稅額は第一類にあつては右中位額の五五%、第二類にあつては四五%、其他の凡てに於ては四〇%とする。

一九四一	五百四十	八百一十四	六百五十一	五百八〇	三百六八	一百三〇	一六・六四	八・八四	一・五六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一九四二	五百一十	八百一十五	六百五十二	五百八一	三百六九	一百三一	一六・六五	八・八五	一・五七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一九四三	五百二十一	八百一十六	六百五十三	五百八二	三百七〇	一百三二	一六・六六	八・八六	一・五八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一九四四	五百三十二	八百一十七	六百五十四	五百八三	三百七一	一百三三	一六・六七	八・八七	一・五九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一九四五	五百四三	八百一十八	六百五十五	五百八四	三百七二	一百三四	一六・六八	八・八八	一・六〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一九四六	五百五十四	八百一十九	六百五十六	五百八五	三百七三	一百三五	一六・六九	八・八九	一・六一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一九四七	五百六十五	八百二十	六百五十七	五百八六	三百七四	一百三六	一六・六一〇	八・九〇	一・六二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一九四八	五百七十六	八百二十一	六百五十八	五百八七	三百七五	一百三七	一六・六一	八・九一	一・六三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一九四九	五百八十七	八百二十二	六百五十九	五百八八	三百七六	一百三八	一六・六一	八・九二	一・六四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一九五〇	五百九十八	八百二十三	六百六十	五百八九	三百七七	一百三九	一六・六一	八・九三	一・六五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一九五一	六百零九	八百二十四	六百六十一	五百九〇	三百七八	一百四〇	一六・六一	八・九四	一・六六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一九五二	六百二〇	八百二十五	六百六十二	五百九一	三百七九	一百四一	一六・六一	八・九五	一・六七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一九五三	六百三十一	八百二十六	六百六十三	五百九二	三百八〇	一百四二	一六・六一	八・九六	一・六八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一九五四	六百四十二	八百二十七	六百六十四	五百九三	三百八一	一百四三	一六・六一	八・九七	一・六九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一九五五	六百五十三	八百二十八	六百六十五	五百九四	三百八二	一百四四	一六・六一	八・九八	一・七〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一九五六	六百六十四	八百二十九	六百六十六	五百九五	三百八三	一百四五	一六・六一	八・九九	一・七一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一九五七	六百七十五	八百三十	六百六十七	五百九六	三百八四	一百四六	一六・六一	九・〇〇	一・七二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一九五八	六百八十六	八百三十一	六百六十八	五百九七	三百八五	一百四七	一六・六一	九・〇一	一・七三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一九五九	六百九十七	八百三十二	六百六十九	五百九八	三百八六	一百四八	一六・六一	九・〇二	一・七四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一九六〇	七百零八	八百三十三	六百七十	五百九九	三百八七	一百四九	一六・六一	九・〇三	一・七五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一九六一	七百一九	八百三十四	六百七十一	六〇〇	三百八八	一百五〇	一六・六一	九・〇四	一・七六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一九六二	七百三〇	八百三十五	六百七十二	六〇一	三百八九	一百五一	一六・六一	九・〇五	一・七七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一九六三	七百四一	八百三十六	六百七十三	六〇二	三百九〇	一百五二	一六・六一	九・〇六	一・七八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一九六四	七百五二	八百三十七	六百七十四	六〇三	三百九一	一百五三	一六・六一	九・〇七	一・七九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一九六五	七百六三	八百三十八	六百七十五	六〇四	三百九二	一百五四	一六・六一	九・〇八	一・八〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一九六六	七百七四	八百三十九	六百七十六	六〇五	三百九三	一百五五	一六・六一	九・〇九	一・八一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一九六七	七百八五	八百四十	六百七十七	六〇六	三百九四	一百五六	一六・六一	九・一〇	一・八二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一九六八	七百九六	八百四十一	六百七十八	六〇七	三百九五	一百五七	一六・六一	九・一〇一	一・八三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一九六九	八百零七	八百四十二	六百七十九	六〇八	三百九六	一百五八	一六・六一	九・一〇二	一・八四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一九七〇	八百一十八	八百四十三	六百八十	六〇九	三百九七	一百五九	一六・六一	九・一〇三	一・八五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一九七一	八百二十九	八百四十四	六百八十一	六一〇	三百九八	一百六〇	一六・六一	九・一〇四	一・八六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一九七二	八百四〇	八百四十五	六百八十二	六一一	三百九九	一百六一	一六・六一	九・一〇五	一・八七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一九七三	八百五十一	八百四十六	六百八十三	六一二	四〇〇	一百六二	一六・六一	九・一〇六	一・八八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一九七四	八百六十二	八百四十七	六百八十四	六一三	四〇〇	一百六三	一六・六一	九・一〇七	一・八九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一九七五	八百七十三	八百四十八	六百八十五	六一四	四〇〇	一百六四	一六・六一	九・一〇八	一・九〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一九七六	八百八十四	八百四十九	六百八十六	六一五	四〇〇	一百六五	一六・六一	九・一〇九	一・九一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一九七七	八百九十五	八百五十	六百八十七	六一六	四〇〇	一百六六	一六・六一	九・一〇一〇	一・九二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一九七八	九百零六	八百五十一	六百八十八	六一七	四〇〇	一百六七	一六・六一	九・一〇一一	一・九三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一九七九	九百一十七	八百五十二	六百八十九	六一八	四〇〇	一百六八	一六・六一	九・一〇一二	一・九四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一九八〇	九百二十八	八百五十三	六百九〇	六一九	四〇〇	一百六九	一六・六一	九・一〇一三	一・九五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一九八一	九百三十九	八百五十四	六百九一	六二〇	四〇〇	一百七〇	一六・六一	九・一〇一四	一・九六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一九八二	九百五十	八百五十五	六百九二	六二一	四〇〇	一百七一	一六・六一	九・一〇一五	一・九七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一九八三	九百六十一	八百五十六	六百九三	六二二	四〇〇	一百七二	一六・六一	九・一〇一六	一・九八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一九八四	九百七十二	八百五十七	六百九四	六二三	四〇〇	一百七三	一六・六一	九・一〇一七	一・九九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一九八五	九百八十三	八百五十八	六百九五	六二四	四〇〇	一百七四	一六・六一	九・一〇一八	一・九〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一九八六	九百九十四	八百五十九	六百九六	六二五	四〇〇	一百七五	一六・六一	九・一〇一九	一・九一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一九八七	九百一〇五	八百六十	六百九七	六二六	四〇〇	一百七六	一六・六一	九・一〇一〇	一・九二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一九八八	九百一十一	八百六十一	六百九八	六二七	四〇〇	一百七七	一六・六一	九・一〇一一	一・九三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一九八九	九百一十七	八百六十二	六百九九	六二八	四〇〇	一百七八	一六・六一	九・一〇一二	一・九四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一九九〇	九百二十三	八百六十三	六百九〇	六二九	四〇〇	一百七九	一六・六一	九・一〇一三	一・九五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一九九一	九百二十九	八百六十四	六百九一	六三〇	四〇〇	一百八〇	一六・六一	九・一〇一四	一・九六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一九九二	九百三十五	八百六十五	六百九二	六三一	四〇〇	一百八一	一六・六一	九・一〇一五	一・九七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一九九三	九百四十一	八百六六	六百九三	六三二	四〇〇	一百八二	一六・六一	九・一〇一六	一・九八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一九九四	九百四十七	八百六七	六百九四	六三三	四〇〇	一百八三	一六・六一	九・一〇一七	一・九九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一九九五	九百五十三	八百六八	六百九五	六三四	四〇〇	一百八四	一六・六一	九・一〇一八	一・九〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一九九六	九百五十九	八百六九	六百九六	六三五	四〇〇	一百八五	一六・六一	九・一〇一九	一・九一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一九九七	九百六十五	八百七〇	六百九七	六三六	四〇〇	一百八六	一六・六一	九・一〇一〇	一・九二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一九九八	九百七十一	八百七一	六百九八	六三七	四〇〇	一百八七	一六・六一	九・一〇一一	一・九三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一九九九	九百七十七	八百七二	六百九九	六三八	四〇〇	一百八八	一六・六一	九・一〇一二	一・九四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二〇〇〇	九百八十三	八百七三	六百九〇	六三九	四〇〇	一百八九	一六・六一	九・一〇一三	一・九五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二〇〇一	九百八十九	八百七四	六百九一	六四〇	四〇〇	一百九〇	一六・六一	九・一〇一四	一・九六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二〇〇二	九百九十五	八百七五	六百九二	六四一	四〇〇	一百九一	一六・六一	九・一〇一五	一・九七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二〇〇三	九百一〇一	八百七六	六百九三	六四二	四〇〇	一百九二	一六・六一	九・一〇一六	一・九八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二〇〇四	九百一六	八百七七	六百九四	六四三	四〇〇	一百九三	一六・六一	九・一〇一七	一・九九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二〇〇五	九百二一	八百七八	六百九五	六四四	四〇〇	一百九四	一六・六一	九・一〇一八	一・九〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二〇〇六	九百二六	八百七九	六百九六	六四五	四〇〇	一百九五	一六・六一	九・一〇一九	一・九一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二〇〇七	九百三一	八百七〇	六百九七	六四六	四〇〇	一百九六	一六・六一	九・一〇一〇	一・九二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二〇〇八	九百三六	八百七一	六百九八	六四七	四〇〇	一百九七	一六・六一	九・一〇一一	一・九三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二〇〇九	九百四一	八百七二	六百九九	六四八	四〇〇	一百九八	一六・六一	九・一〇一二	一・九四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二〇一〇	九百四六	八百七三	六百九〇	六四九	四〇〇	一百九九													

り受取るところの利益配當、贈賞金等の一時金に對する勞賃税についても其の税率は上掲納稅義務者の分類に隨ひ次の如く定められてゐる。

第一類に屬する者 一八% (三九年の改正前)  
に於ては二六%)

第二類 ツ  
第三類 リ  
第四類 リ

一子の場合

二子 ツ

三子 リ

四子以上リ

八%  
六%  
三一%

一%

又、兩税を通じ被課稅者が子女若くはその他の從屬者の扶養、乃至は疾病、死亡、災害等により非常負擔 aussergewöhnliche Belastungen を餘儀なくせらるゝ場合は、申請により被課稅基本額よりそれだけ控除せらるゝ規定があるが、右負擔が所定の非常負擔として考慮せらるゝ爲め、最小限度の規定に於ても亦所得及び家族關係に隨ひ特別の規定あること次に掲ぐるが如くである。即ちその負擔が各所定の率を超ゆる場合に非常負擔として考慮せられることになるわけで、左表にいふ子女數とは兒童控除規定に該當する子女のみならず、納稅者の主として扶養する丁年の子女をも含む。勿論いづれもニダヤ系のものであつてはならない。

純所得 (単位マルク)	無子	一子又 は二子	三子又 は四子	五子以上
五、〇〇〇未満	一〇%	八%	六%	四%
五、〇〇〇—一〇、〇〇〇	一一%	一〇%	八%	六%
一〇、〇〇〇—一五、〇〇〇	一五%	一一%	一〇%	八%
一五、〇〇〇—二五、〇〇〇	一〇%	一五%	一一%	一〇%

二五、〇〇〇—五〇、〇〇〇 一二五% 一八% 一四% 一一一%  
五〇、〇〇〇以上 三三三% 二四% 一八% 一五%

又、納稅義務者の消費が曆年度に於て一萬マルクを超え且つ右消費額が總所得の少くとも半額を超ゆる場合は所得稅は特に右消費に對して課稅される規定があり、過大消費者に對する特別の用意が行はれてゐるが、右所定の一萬マルクの消費額についても亦兒童控除規定の適用される子女若くはその他の從屬者一人に付、二千マルクづつ遞増せられることになつてをり、家族關係に對する配慮は到れり盡せりの觀を呈してゐる。

## 二、婚姻助成稅

ナチスの政權掌握後間もなく、三三三年三月十八日付の「財政、經濟及び司法關係の諸規則に關する大統領命令」第四章第一條は所謂獨身稅を獨身者の所得稅に對する附加稅(所得稅の百分の十)として徵收する旨規定してゐるが、上掲『婚姻助成法』の制定に際し、其の實施財源として設定された「婚姻助成稅」Ehestandshilfe は右獨身稅を廢止の上更めて設定された新獨身稅で、上述の如く三四四年の所得稅法改正に伴ひ右財源が所得稅收入より支辨せらるゝに到るに及び之も再び廢止されたものであるが、その制定の趣旨と内容とは所得稅改正によりそのまま踏襲せられたといつてよい。

本「婚姻助成稅」の對象とされた獨身者とは所得稅法所定の意味に於ける收入を有つ獨身者(未婚者及びその婚姻より子女を擧げざりし死離別者)で但し(イ)所得稅法所定の兒童控除規定の適用を受けてゐる未婚婦人と、(ロ)離別せる妻若くは貧しき父或は母に對し其の所得の少くとも六分の一を費消してゐる爲に(所得稅を賦課せらる者の場合に於ては)所得稅の輕減、又(所得稅を賦課せられざる者の場合に於ては)免稅貨金額の引上げ規定の適用を受けてゐる者は除外された。

賃金又は俸給受領者(労賃月七五マルク未満の者を除く)に對する婚姻助成税率は毎月労賃月額に對し次の如く、

七五(マルク)以上一五〇(マルク)未満

百分の二

一五〇(マルク) 三〇〇(マルク)

百分の三

三〇〇(マルク) 五〇〇(マルク)

百分の四

五〇〇(マルク)

百分の五

また賦課所得稅納付者に對する婚姻助成稅率は必要經費その他を差引きたる年純收入に對し夫々次の如くであつた。

七五〇(マルク)以上一三〇〇(マルク)未満

百分の二

一三〇〇(マルク) 三一〇〇(マルク)

百分の三

三一〇〇(マルク) 五五〇〇(マルク)

百分の四

五五〇〇(マルク)

百分の五

共に一九三四年十月十六日公布の改正法律により初めて多少の人口政策的考慮を拂はるゝに到つたもので、財產稅に於ては舊財產稅が二萬マルクを超ゆる財產を有つ者に對し、その未婚者と既婚者たるとを問はず一律その全額に對し課稅してゐたのを改め、先づ一萬マルクを以つて免稅點となし、繼續的に同棲し居る妻を有つ者に對しては之に一萬マルクを遞増、更に其の世帯に屬する未丁年の子女(繼子女、養子女、養育子女及びそれらの子孫を含む)の各一子に付一萬マルクを遞増せしむるに到つた。(尙、右子女が職業教育中の場合は申請により右年齢制限を満廿四歳まで延長す。)又、被課稅者が満六十歳以上の場合等に於ては猶ほ一萬マルク遞増される規定がある。稅率は毎年千分の五。

相續稅に於ても從來の一律免稅點五千マルク(之を超ゆる場合は全額へ

課稅)を改め、(イ)配偶者若くは子女(養子女、繼子女を含み、私生子女の場合は母よりの相續の場合は無條件に、父よりの相續の場合は父たることの認知あるを條件として之を含む)への相續の場合は三萬マルクを以て免稅點とし、之を超ゆる場合は右超過額へ課稅、(ロ)右子女(及び之に準ずるもの、前に同じ)の子孫の場合は免稅點一萬マルク、同じく超過分への課稅、(ハ)父母、祖父母、繼父母、兄弟姉妹、婿、媳、舅姑等の場合は免稅點は二千マルク、之を超ゆる場合は全額へ課稅(但し稅額は超過)、(ニ)その他の相續者の場合に於ては免稅點五〇〇マルク、合じく全額への課稅となるに到つた。有配偶者及び有子家族に對する恩典は著しいが、猶ほ子女數に依る累進減稅の規定には及んでゐない。なほ、遺產相續が夫婦の間で行はれる場合には右夫婦の産みたる子女(若くは法律上之に代るもの、及びそれらの子孫、或は夫婦の共に認めたる養子女)の現存するとき完全免稅となる旨の規定がある。なほ右子女若くは子孫は妊娠中でもよく、又世界大戰若くはナチス鬪争に因る死亡者であつてもよしことになつてをり、家系の相續とその財產の相續とに對する配慮の跡を窺はしめる。

### 其の八 獨逸農民層創出政策、特に『世襲農地法』の制定

健全なる農民層の一定量を確保することが國家民族保全の爲に不可缺の要件であることは政治的にも乃至は經濟的にも論を俟たざるところであるが、人口政策的見地より之をいふも亦緊喫の要事であるといつてよい。殊にナチスの農村人口保護助成政策、所謂「獨逸農民層創出政策」の根幹をなす『世襲農地法』の制定の如きはナチス獨特の世界觀的背景の上に立つてゐるもので、國防的見地からする戰時食糧自給の問題や乃至は農村人口の高出

産率だけがその目的の凡てではない。農民こそ民族の血と生命の源泉であり、獨逸民族の眞の指導者たちは嘗てもそうであつた如く今後も亦健全なる獨逸農民層の供出するところでなければならないといふのがナチスの農民保護助成策に獨特の陰影を與へる其の思想的背景といつてよい。その著書によりヒットラーから見出されて無名の野人から一躍農業及び食糧大臣の要位に拔擢されたといふワルター・ダレに指導されてゐることもナチスの農民政策の特色をよく明らかにするので、ダレの所謂「血と土から的新貴族」創出政策が假令なほ未來の理想に過ぎないとしても、『世襲農地法』の制定の如き少くともかゝる理想の脚光の中でこそ初めて實現されるに到つたものといふこともできようと思ふ。前世界大戰後に見る獨逸農民層の慘状がかかる理想の形成とかゝる制度の實現とをよく切實なものとした事情については縷々説する迄もないと思ふ。

### 1、農業移住の助成

農業移住、所謂「ジーベルンク」*Siedlung* の助成は前大戰直後に初まるもので、一九一九年の『農業移住法』*Reichssiedlungsgesetz* その他之に繼續する關係諸法令はナチス登場後に於ても多少の改廢を加へてそのまま施行されてゐるものであるが、ナチス以前に於ける農業移住政策の實情は土地への要求を満足せしむるを第一とし其處に移住せらるべき人間自身については何ら考慮する所がなかつたといふ缺點があり、その成績にもさして見るべきもののなかつたことは特に大量移住の要請された東部邊境地方に於て獨逸は波蘭その他の隣國、リトアニアの如き一小國にさへ劣るといふ状態であった。

ナチス治下に入るに及んで早くも一九三〇年七月十四日に公布を見た『獨逸農民層創出の爲の法律』*Gesetz zur Neubildung deutschen Bauerniums*

は全國的規模に於ける獨逸農民層の新しき造成が國家の緊急課題たることを鮮明し、從來勞働大臣の所管する所であつた移住事業を農業及び食糧大臣の所管事項とするに到つたが、その後公布の關係諸規則は移住者の選擇に際し移住者の血統及び性格に關する要件を加へてをり、移住者たる爲には充分なる農耕能力をもつ者たると同時に又健全なる遺傳質と獨逸又は之と同系の血統を有つ者であることが要請されてゐる。土地の平和を害する怖れある特殊性格者も亦右移住者たるの資格がない。妻帶者又は婚約者にあつてはその妻乃至妻たるべき者に於ても亦右諸要件は充足されねばならない。

この農業移住助成は政府の保障する一種の移住營團をして移住用地の調整その他の事業を行はしめるもので、一九三三年以降三九年までに用意せられたる土地の總面積は約六十三萬五千ヘクタールに及んでおり、新移住農家戸數は二萬一千餘戸、總面積約三十四萬七千ヘクタールとなつてゐる。三三年の政變前後を對照して特に著しいものは次の表にも見られる如く、一戸當り平均農地面積の格段に増加せることで、一九三九年度移住者の平均農地面積は一二・五ヘクタールと計算されてゐる。

新移住農家の農地面積別分布

	總 戶 數	二ヘクタール 未 滿	二ヘクタール以上 以 上
一九一九年より 一九三二年まで	五七、四五七	二九・三	二五・三%
一九三三年	四、九一四	五・三	三四・一
一九三四年	四、九三一	四・八	一四・九
一九三五年	三、九〇五	五・七	一六・二
一九三六年	三、三〇八	五・一	一五・〇
一九三七年	一、八九四	三・四	一一・五
			八四・一

一九三八年	一、四五五	五・四	一六・二	七八・四
一九三九年	七九八	四・〇	一三・九	八二・一

(備考) 一九三九年度は速報數にして實際は更に増加の筈。

尙、この農業移住には又「隣接者移住」Anliegersiedlung と稱して土地の小農家の農地増加をも助成してゐるが、三三年以降三九年未までに右土地增加の總件數は七萬餘件、總面積十三萬九千餘ヘクタールに及んでゐる。

## II、『世襲農地法』の制定

ナチス農民政策中最も特色あり、所謂「獨逸農民層創出」運動の根幹を爲すものが一九三三年九月二十九日に公布（同年十一月一日發效）を見た『世襲農地法』

Reichserbhofgesetz であることは前述の如くで、血統の正しい獨逸農民を獨逸の土地へ結びつけると共にこの世襲農地を資本主義的投機の對象と爲すことを禁止し、將來永く獨逸民族の血と生命の眞の源泉として保護しようとするものが本法制定の根本趣旨といつてよく、世襲農地の相續に相續税の免除を行ふと共に農地の相續については一般の相續法とは別種の獨特の相續法規を設けてゐる。農民を土地へ緊縛することは或る意味で封建的社會關係の復興といつてもよいが、自由と解放の美名の下で幾多の農民が自らの意志に反して心ならずも祖先傳來の土地から引き離されざるを得なかつたかを考へるならば、本法制定の眞義を窺知するに足らう。本法冒頭に本法制定の趣旨として明記せらるゝ所の大意を再録すれば次の如くで、本

法内容の大略を概觀するには充分であらうかと思ふ。  
「政府ハ獨逸古來ノ相續慣習ノ保障ノ下ニ獨逸民族ノ血ノ源泉タル農民層ヲ維持セントラ庶幾ス。

農地ハ、永ク一族ノ相續財產トシテ自由ナル農民ノ手ニ止マランガ爲ニ、ソノ過剩負債ト相續ニヨル細分トヨリ保護サレザルベカラズ。

又、可及的均等ニ全國ニ配分サレタル多數ノ生活力アル中小農地ハ國民及ビ國家ノ保全ノ爲ノ最善ノ保證ナルガ故ニ、農家所有地ノ健全ナル配分ヲ助成スルヲ要ス。

此ノ故ニ政府ハ以下掲タル所ノ法律ヲ決定セリ。本法ノ根本思想ヲ掲グレバ次ノ如シ。

ソノ大イサ少クトモ農耕生活ニ足リ而シテ最高一二五ヘクタール迄ノ農業又ハ林業用ノ所有地方農民タル能力アル者ニ屬スルトキ之ヲ世襲農地 Erbhof トス。

世襲農地ノ所有者ヲ農民 Bauer ト稱ス。

農民タリ得ル者ハ獨逸國民ニシテ、獨逸又ハ之ト同系血統ヲ有チ且ツ品行方正ノ者タラザルベカラズ。

世襲農地ハ分割サル、コトナク相續人ニ相續セラル、モノトス。

共同相續人ノ權利ハ農民ノ爾餘ノ財産ニツイテノミ之ヲ認ム。相續人タリ得ザル子孫ハ農地ノ力ニ相應スル所ノ職業教育及ビ嫁入仕度ヲ享ケ、彼等ガ自ラノ責任ニ依ラズシテ困窮ニ陥レル場合ハ故郷へ逃避スルコトヲ許サル、モノトス。

相續權ハ遺言ニヨリ除外乃至制限セラル、コトヲ得ズ。

世襲農地ハ原則トシテ他人ニ譲渡スルヲ得ズ又負債ヲ負ハシムルヲ得ズ。

右世襲農地の最小限にいふ農耕生活に足るとは市場及び一般經濟界の情勢から獨立して一家を扶養し且つ農地を維持するに足る程度をいひ、最大限一二五ヘクタールの規定は事情によりその地方の地質又は氣候が特に之を超ゆることを必要とする時乃至は當該農地が不可分の一團を爲してゐて過

去百五十年來當該農家の所有地であつた場合の如きにあつては例外的超過

を認められる。その他特に獨逸民族の全體的福祉に對し功績顯著なる者の場合、乃至は其の地方に於て例へば藝術的乃至文化史的意義の高い建築をなせる如き家系にして所定の農地面積を以てしては充分の經濟的基礎を確保し得ざる者等に對しても亦同じ。尙、農林業用地の外、葡萄園、野菜園若くは果樹園も世襲農地たることを得、その規定は概ね前に準ずる。

世襲農地は農民自身の自作するものでなければならぬが、一時的に一部を小作せしめることは不可能ではない。右土地の外に法律上この世襲農地に附屬するものは耕作用の牛、農具及び家具の外、農地に關する諸記録、先祖の家系圖及び象徴等の記念品であるが、農地關係の保險及びその支拂済の掛金等も亦之に附屬する。一見奇警の感をさへ抱かしめるこの種煩鎖な法規にも『世襲農地法』なるものの獨特の使命を想像するに充分だが、この種相續問題につき紛議ある場合は特に本法所定の「相續裁判所」によることになつてゐる。

「農民」 Bauer なる言葉は上述の如く本法制定以降専ら本「世襲農地」所有者に對してのみ使用せらるゝこととなり、その他の農林業用地所有者に對しては Landwirt なる言葉が當てらるゝこととなつた。政府の諸統計に於ける用語も亦之に準じて改正せらるゝことになる。いはば「農民」といふ言葉に古代ゲルマン農民に回顧される様な特別の内容と光榮とを含蓄せしめようとするものともいへよう。右「農民」たる爲の資格要件の一つとして挙げられてゐる血統規定の特にやかましいのも之に即應する要請であるわけで、「獨逸又ハ之ト同系血統」とはその父方及び母方の兩祖先に於てユダヤ若くは有色人種の血を混ぜざることを謂ひ、且つその有無は一八〇〇年一月一日現在に迄遡るといふ徹底したものである。農民たるの能力とは農

地を規則正しく經營する能力の謂ひで、若齢による老練さの不足といふことはそれだけでは所定の農民たるの能力の障害となることはない。右能力の缺けるに到つた場合は農民が支拂能力あるに拘らず負債の返済義務を履行せざるに到つた場合は相續裁判所は州農民指導者の申請により世襲農地の利用を永く又は一時的に其の配偶者に、配偶者亡き場合は相續人にるべき者に委ねる。いひ換へれば世襲農地の經營は常に完全なる能力者によつて行はるべしとの立て前であるわけである。

本法の中心ともいふべき相續順位について法文の明記するところは次の如くで一般の相續關係と較べて極めて異色あり、且つ農地遺贈者の個人的意志によつて左右せらるゝ自由も亦極めて狭い。

#### 一、農地遺贈者の息、息死亡し居る場合は其者の息及び息の息

#### 二、農地遺贈者の父

#### 三、農地遺贈者の兄弟、兄弟死亡し居る場合は其者の息及び息の息

#### 四、農地遺贈者の娘、娘死亡し居る場合は其者の息及び息の息

#### 五、農地遺贈者の姉妹、姉妹死亡し居る場合は其者の息及び息の息

#### 六、農地遺贈者の女子子孫にして上掲第四號該當者以外の者

右相續順位の適用に當り農民たる能力なき者は勿論相續人たるを得ず、この場合は其者既に死亡し居るものと見做して之に繼ぐ該當者を相續人とすることにする。また同一順位内に於ける先後を最年長者相續によるか最年少者相續によるかは當該地方の慣行に從ふことになつてゐるが、一定の慣行なき場合は最年少者相續によると規定されており、息子の場合は末子相續となることになる等本相續法規中殊に異色ある點であるが、恐らく農民をして可及的長く農業に從事せしめようとの趣旨と解釋すべきものであらう。多産獎勵といふ意味で時に問題とする人もないではないが、さした

る意味は認め難いと思ふ。その他先妻の子、異腹の兄弟、私生兒等についても詳細な規定があるが、養子を相続人として認めざること（本法発效以前に養む。本法施行令案照（いこは過渡的例外を認）も特色ある規定で、また本法により世襲農地となれる當時に息若くは息の息の存せざりし場合（第二次施行令によれば、存在せるも農民たる能力なかる場合は右農地に於て右能カを喪へる場合を含む。）には右農地の第一回の相續の場合に限り第四順位を第一及び第三に優先せしむとの規定もある。（右法規にも見る如く、相續人の決定には原則として農地遺贈者の自由意志を許されないわけであるが、但し各種事情に適應せしむる爲の一定の例外規定は明記されており、例へば第一順位内に於ける相續人決定に當り、特に本法發效當時當該地方に自由決定の慣行ありし場合乃至は相續裁判所の同意する重大なる理由の存する場合には農地遺贈者の自由決定が許されてゐる。その他公生の息及び息の息のない場合の父親の私生子息による相續、第一及び第三順位に對する第四順位の優先、第二順位以降に於ける一順位の先後若くは數順位の飛躍等についても同様だが、

但し凡て相續裁判所の同意を必要とするものである。又、所定の相續人が既に世襲農地の所有者である場合は、當人を既に死亡し居る者と見做して次の該當者に相續せられることになるが、但し當人の希望によつては當該世襲農地の相續人となることができる、當人の今までの世襲農地は次位該當者が之を相續する権利をもつこととなる。この場合の次位該當者は右相續を拒否することができるとしてあるが、併し一般に該當相續人が農地相續を拒否することも勿論不可能なわけではない。

相續せらるべき世襲農地財産の分割を許さざることは既述の如くで農地遺贈者は遺言により相續を除外若くは制限する自由をもたないが、遺言の效力は單に農地經營に無關係なる附帶財産、例へば上掲記念品類の如きものについてか、乃至は農地の負債を農地に所屬せざる財産によつて償却せ

しむる場合に限られてゐる。この種遺言のない限り農地關係の負債は當然相續人の脊負ふべきものとなる。右負債償却の後なほ右農地に所屬せざる財産に剩餘あるときは相續人を除く共同相續人らの分有する所となるわけで、相續人は右剩餘額が農地の純收益價値額を超ゆる場合の外は之を要求する権利を有たない。

相續人たり得ざる子孫の世襲農地に於ける被扶養期間は丁年までで、その間各自分相應な職業教育を受け、特に、女子に於ては嫁入仕度をして貰ひ、將來困窮せる場合その故郷へ逃避することの許されることは上掲の如くであるが、農地遺贈者の配偶者は自分自身の財産により生活できない場合生涯農地に於て扶養せられる。が之らの事項につき紛議の生ぜる場合は相續裁判所の判定に俟ち、専ら農地がその健全なる經濟的生活力を破壊せざらんことを趣旨として裁定せられることになる。世襲農地の保全と存續とが一切に先立つ配慮の対象となるわけである。

世襲農地は原則として之を他に譲渡するを得ず又負債を負はしむるを得ざるものであるが、重大なる理由により其の必要あるときは同じく相續裁判所の許可を要する。特に世襲農地の負債に對しては特別の保護規定があり、世襲農地もその農產物も負債の爲差押へらるゝことがない。但し公の負債による場合の農產物に對する差押へは例外だが、併しこの場合に於ても農民及びその家族の次期收穫期までの生活を脅かす程度に及ぶを得ず、且つ右差押への執行に當つては（その金額一五〇マルクを超ゆる限り）債權者は一ヶ月前にその旨を管區農民指導者に報告せねばならない。この期間中に右管區農民指導者は、右債務を獨逸國食糧團へ轉嫁せしめることができ、右食糧團が右債務支拂の後、代つて債務者として取り立てを行ふことになる。要之、事情を無視した強制執行による農地破滅の緩衝裝置たるこ

とを目的としたものとのことであります。

尙、相續裁判所 Anerbengericht とは各州の各諸管區に設けられてゐるもので、農民の相續慣習に理解ある判事を長とし他に二人の農民（指名による）より構成せられており、外に各州毎に世襲農地裁判所 Erbhofgericht を、更に中央に獨逸國世襲農地裁判所 Reichserbhofgericht を置き紛議裁決の萬全を期してゐる。

以上『世襲農地法』の實施による該當「世襲農地」の數を一九三八年六月末

現在に見ると（オストマルク及びズデーテン地方を除き）

農地數 六八四、九九七

總面積 一五、五六一、八七三ヘクタール

一農地平均面積は二三一ヘクタールとなつており、右數字は一九三三年（ザール地方は）當時の自作農地經營數八四七、〇二八の七八・四%、其の總面積

一七、一四四、五八〇ヘクタールの八八・三%に當ることになる。

又、三九年五月十七日の國勢調査による農業經營規模別農家數の速報結果（舊領域）を三三年の國調結果と對照してみると次表の如くで中農的經營の著増の跡が極めて顯著である。

一九三三年に對する増減

經營規模  
(畠位(ヘクタール)  
以上未滿)

一九三九年

○・五一	一四八一、三四七	田	一一四、四〇八	十	三一、一三三*
一一	一四七九、一二三	田	三一、二五六	十	〇・七%
一一	五七六四、〇六一	田	三三、七二九	十	四・一%
五一	一〇六一九、四七四	田	二、四七八	十	〇・四%
一〇一	一一〇四八四、四六〇	田	三三、七九七	十	七・三%
一一〇	五〇二八〇、〇一五	田	一一、七二五	十	四・八%
五〇一	一〇〇五六、〇〇一	田	一、四二九	十	二・六%
一〇〇一	一一〇〇一六、八六九	田	二六九	十	一・六%

右表中〇・五一ヘクタール經營數の著増は調査方法の改善による單に

數字の上だけのもので之を除けば一〇乃至一〇〇ヘクタールの中農經營數の著増が認められ、特に一〇乃至一〇〇ヘクタールに最も高い。反之、一乃至一〇ヘクタール及び二〇〇ヘクタール以上の經營數に減少を見せてゐる。右の結果は主としてジードルンクの活動によるものであるが、「世襲農地」がかかる中農的經營農家の中権をなしてゐるものであることはしづ迄

もない。

### III. 『農村人口助成令』の公布

以上農業移住の助成と世襲農地法の制定は獨逸新農民層の造出策として健全なる農業人口の保護助成を眼目とせるものであるが、右の外廣く既存農村人口の保護保全の爲にも種々の方策が施されており、特に一九三八年七月七日公布の『農村人口助成令』 Verordnung zur Förderung der Landbevölkerung はその最も代表的なものとさへよう。ナチスの所謂「勞働配置」政策が専ら法律的強權による農業労働力の強制的な保持と造成とを目的としてゐるので、本令は一般農村人口に對する種々の恩典供與による人口政策的效果をねらつてゐるもので、その内特に婚姻貸付金制度に関する恩典については既述の如くであるが、右の外農村人口に對する住宅整備貸付金交付の制度や住宅整備手當金交付の制度の如きも本令の制定せる所で、殊に從來の農村救助 Laudhilfe の如き方策と對比し本令の制定する

ところが農村の新婚夫婦又は家族への保護を眼目としてゐる點にその人口政策的意義を重視すべきものといへようと思ふ。

#### 住宅整備貸付金

*Einrichtungsdarlehen*

とは一九三八年七月一日以降に結婚せる農村人口所屬者にして少くとも夫婦の一方が最近五ヶ年間中斷することなしに農業者、林業者乃至は農村手工業者として活動せる者であり、且つ今後も右活動を繼續する意向を有する者である場合に交付せられるもので、貸付金額は右最近五ヶ年間の所定の活動が夫婦雙方によつて行はれてゐた者の場合に於ては八〇〇マルク、夫婦の一方のみの場合に於ては其の半額の四〇〇マルク、貸付金は無利子、現金を以て交付せられる。本貸付金交付の爲の前提要件としては夫妻共に獨逸又は之と同種血統の獨逸國民にして共に公民たる名譽權を所有し且つその行動は誠心獨逸民族及び國家に奉仕せんことを望み又奉仕し得る者と認定するに足るものであることが要求されてゐる。本貸付金にも返済義務の免除規定があり、夫婦の双方が結婚後も續いて所定の活動を繼續する時は十ヶ年の後には五〇〇マルクを、更に其の後には一ヶ年毎に各一〇〇マルクの返済義務免除となり、夫婦の一方のみの活動の場合にはその半額、即ち十ヶ年後に二五〇マルク、其の後の一ヶ年毎に各五〇マルクの免除となる。夫婦の雙方とも所定の活動を放棄せる場合の本貸付金の返済率は毎月貸付残額の百分の三。尙、本貸付金の財源は上掲「婚姻貸付金及び兒童扶助金の爲の國庫特別財源」により、國庫は之が爲に毎年五千萬マルクを右特別財源に繰入れることになつてゐる。

#### 住宅整備手當金

*Einrichtungszuschüsse*

交付の制度は特に農村労働者及び農村手工業者の保護を目的とせるもので、一九三四年一月一日以降に結婚せる農村人口所屬者にして少くとも夫婦の一方最近五ヶ年間中斷すること

なして農村労働者又は農村手工業者として活動せる者であり、且つ今後も右活動を繼續する意向の者なる場合に交付せらるゝ所の手當金であり、手當金額は夫婦の雙方所定の従業者なる場合は四〇〇マルク、夫婦の一方のみの場合は二〇〇マルク、更に其の後引續いて五ヶ年間同様の活動を繼續したる場合に於ては更に夫々四〇〇及び二〇〇マルクの手當金が現金を以て供與される。言はゞ過去の従業に對する功勞金であると共に將來に對する助成金でもあるわけである。本手當金交付の前提要件は前に同じ。交付も前と同じく常人の申請による。

右の外『農村人口助成令』は農村労働者住宅を建設せる農林業地所有者に對し右建築費に應ずる所得稅低減策の如きをもとつてゐるが、之は人口政策といふよりも労働配置政策の一部たる意義の方が重いといへよう。それは兎もあれ以上説く所の諸方策は、例へば貸付金と稱しながら實際は無代價の交付金である如く、極めて徹底した恩典の供與で、農村對策が如何に現下の獨逸にとつて差し迫つた焦眉の問題であるかを想像せしむるに充分だが、それらの助成が凡て農村家族の保全を目的として行はれてゐる所に最もとく農村家族の保全、民族の血と生命との保全であるわけで、その點前記『世襲農地法』にも見る如く、ナチスの人口政策の思想的背景は茲に於て最も著しい。現下の急に對處した農村保全の方策は同時に意圖遠大なる民族政策として行はれてゐるといつてよいと思ふ。

### 其の九 大都市疎開と小シードルンクの助成

獨逸新農民層造出運動とその精神を同じくするものは大都市疎開の運動

ドルンク Kleinsiedlung の助成である。即ち工業の立地移動による都市分散に伴ひ、その移動人口に再び過去の過ちを繰り返させない爲に之に僅かながらも土地への結合を取り戻させようとするのが所謂小ジードルンクの眼目で、その點一般のジードルンク即ち農業移住と目的並に性質を異にしてゐる。

小ジードルンクの助成もナチスの政權掌握以前から行はれてゐたものではあるが、之は専ら失業者に對する福利施設なる傾向を多分に藏し、ナチス治下に於て見る如き人口政策的觀點の濃厚なるものではなかつた。ナチス治下に助成される小ジードルンクは人間を、或は更に適切には家族を再び多少の農作や家畜飼育に足るところの土地と結びつけることによつてその人間的生命を蘇生せしむるを眼目とし、兼ねてその副業的土地利用の収益により家族の生計を補充せしむるのみならず又その生活を一般的の經濟界の變動に對して多少でも安定せしむることをねらつてゐる。就業の不定な労働者が現在特に小ジードルンクの主なる對象とされてゐるものとの爲で、助成の方法は國庫による保證引受けを根本としてゐるが、地方自治體は歎住宅局並に獨逸勞働戰線と協働して小移住者の日常の保護に當るのみならず副業經營の啓蒙指導にまで盡力してゐるといふ。都市問題も住宅問題も人口政策上論すべき點は極めて多いが正確なる資料も得難かいので茲には單に問題の所在を指摘するに止める。たゞ民族人口政策はその規模に於ては所謂「國土計畫」的構想の主體となり、その具體的な内容に於ては個々の國民生活指導にまでも及ぶことを備忘に止めて擱筆することとする。

(以上)

〔附記〕本稿所説の内容中法律規定に關するものは凡て Reichsgesetzblatt による、足らざる所を各種の紹介文獻により補足した。また實施成績に關する統計数字は凡て最近の Wirtschaft u. Statistik 誌上の獨逸統計局公表のものによる。本稿執筆上の所要圖書の利用については協調會の倉島參事並に東京商科大學小田橋助教授の御好意によるところ極めて多い。乍末筆附記して感謝の辭に薦くることとする。

〔訂正〕第四號三五頁上段表「冬期救濟事業の各年度總收入高」中三五一三六年度の合計三六七、四九九とあるは三六四、四九九の誤り。

第五號四六頁上段左より第七行目中「被服、下着類」の五字を削る。即ち婚姻貸付金の需要充足券を以て購入し得る所定の物品は「家具」 Möbel 及び「世帶用品」 Hausgerät にして、「世帶用品」とは家具及び被服、下着類を除き、世帶の整備に必要な凡ての實用品をいふ。(尙、多子家庭兒童扶助金の需要不足券に於てはその所定購買品中に右「家具」及び「世帶用品」の外、更に「下着類」が加へられてゐる。但し之に於ては「家具」に對し特に寝室及び臺所用品を指す旨の註釋的限定がある。)

同じく第五號四六頁上段左より第六行目中第七次施行令の公布年月日が三七年三月十日とあるは三八年四月一日の誤り。

第五號五四頁下段左より第七一六行中「また本扶助金は常にその都度申請により給付されるもので」の二十六字を削る。「繼續的兒童扶助金は常に取り消し得るものとしてのみ許可せらる」の誤譯に基く。尙、右に續き「長期に亘る扶助金交付の申請」とあるは過去に遡る申請の意味。但し申請年度の年首以降に限る。

第五號五七頁下段第一行中「每一子當り金五十マルク」とあるは「每一子當り各月金五十マルク」の誤り。